大阪府議会議会構成委員会運営要綱（案）

資料１４

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府議会会議規則（平成３年大阪府議会規則第１号）第124条第１項の規定により設置する議会構成委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、同条第４項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（協議又は調整期間）

第２条　委員会の協議又は調整期間は、毎年４月30日（一般選挙の年を除く。）から委員長が議会運営委員会の委員長に第５条の報告をするまでの間とする。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、原則、所属議員数が最も多い会派の幹事長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、議会運営委員会の委員長が、その職務を代理する。

（委員の代理出席）

第４条　委員に事故があるときは、委員長の承認を得て、その所属する会派の議員が職務代理者として会議に出席することができる。

（報告）

第５条　委員長は、委員会の協議の結果を議会運営委員会の委員長に報告する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成25年２月26日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月30日から施行する。